

利用団体認定申請にあたっての注意事項

提出書類 ①～⑧ 8枚(必ずすべての書類を提出して下さい)

① 社会教育関係団体認定申請書 様式第1号(第3関係)

- ・団体の目的又は活動内容、具体的な社会貢献活動は必ず記載してください。
- ・利用団体の認定申請をするには、名以上で構成されており、市内在住者と市内にお勤めの方の合計が会員の半数以上の団体であることが原則です。
但し、8名に満たない場合でも6名以上で、社会教育事業を組織かつ継続的に実施でき、その事業の成果が十分に期待できる団体は社会教育団体として認めます。
- ・代表者住所・電話番号(携帯番号)・・・公民館からの通知や連絡、冷暖房料納付書の送付先とさせていただきます。

※公民館からの通知や連絡、納付書送付などを代表者以外の方に希望される場合は連絡先にその旨ご記入ください。

② 飯山市公民館施設(備品)使用許可申請書 様式第1号

③ 飯山市公民館施設(備品)使用料減免申請書 様式第4号

④ 規約又は会則

⑤ 役員名簿及び会員名簿

⑥ 当該年度の事業(活動)計画書 及び予算書

⑦ 前年度の事業(活動)実績書及び決算書

⑧ 定例利用団体使用日調査表

- ・今回から各教室ごとに予定を記入していただきます。(カレンダー色分け表参照)
使用したい日が着色または×印されている場合の時間帯の使用はできません。
- ・上記の使用できない時間に重なる場合はカレンダーに○印をしないで、別の日で調整してください。代わりの場所を提供することはできませんのでご了承ください。
- ・年末年始の休館日(12/29～1/3)以外の直近の日、お盆の期間(8/13～16)で既に使用しない日がありましたら記入しないようにしてください。
- ・101・102 会議室は、各種団体の会議等が入ってくるため、定例利用の教室から除きます。
また、土曜日午後の講堂は公民館行事開催のため、定例利用から除きますので、ご了承ください。
- ・利用希望日が他の団体と重複した場合は、電話等で調整いたしますのでご承知下さい。

※ 保管庫棚について

現在空きスペースがない状態です。不要なものは持ち帰っていただくようお願いします。
したがって、保管庫の利用受付は行いません。